

事業主各位

2019年10月15日
(一社)茂原労働基準協会

「職長(監督者)安全衛生教育」のご案内

労働安全衛生法第60条では、「新たに職長の職務に就く予定の方、職長になられた方および監督者は安全衛生教育を受けなければならない」としております。

当協会では、労働安全衛生規則第40条に添った教育を同時開催いたしますので、是非この機会に受講下さるようお願いいたします。

記

1. 日時・場所・定員

日付	時間	内容	場所	定員
11/19(火).20(水)	9:00~17:00(16:00)	職長安全衛生教育	茂原市役所・市民室	36名
12/ 4(水). 5(木)	〃	〃	〃	〃

(注)職長(監督者)教育は2回開催いたします。時間の()内の時刻は2日目の終了時間です。

2. 教育内容 別紙のとおり

3. 受講料 12,744円 講習料 11,880円(消費税 800円含む)+テキスト代 864円(消費税 64円含む)

4. 申込方法

(1)別紙申込書及び受講票に必要事項をご記入のうえ、当協会までFAX(0475-36-2121)又は郵送等にてお申し込み願います。

(2)受講料の支払い方法 *締切日までにお支払願います。

「千葉銀行茂原支店 普通預金口座 1327645 一般社団法人 茂原労働基準協会 会長 村田 雅紀」

(3)受講当日欠席の場合、受講料の返却は致しませんのでご了承ください。

5. 締切日 11月8日

6. 申込み・問合せ先 〒297-0026 茂原市茂原644-1 (一社)茂原労働基準協会 TEL&FAX0475-36-2121

以上

【ご参考】

労働安全衛生法 第60条

事業者は、その事業場の業種が政令で定めるものに該当するときは、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者(作業主任者を除く。)に対し、次の事項について、労働省令で定めるところにより、安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

- 1 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること。
- 2 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること。
- 3 前2号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な事項で、労働省令で定めるもの。

労働安全衛生規則 第40条（職長等の教育）

① 法第60条第3号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 1 法第28条の2第1項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。
- 2 異常時等における措置に関すること。
- 3 その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること。

② 法第60条の安全又は衛生のための教育は、次の表の左欄に掲げる事項について、同表の右欄に掲げる時間以上行わなければならないものとする。

事 項	職長安全衛生教育(時間)	安全衛生責任者教育(時間)
作業方法の決定及び労働者の配置に関すること 1 作業手順の定め方 2 労働者の適正な配置の方法	2時間	/
労働者に対する指導又は監督の方法に関すること 1 指導及び教育の方法 2 作業中における監督及び指示の方法	2.5時間	
危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること 1 危険性又は有害性等の調査の方法 2 危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置 3 設備、作業等の具体的な改善の方法	4時間	
異常時等における措置に関すること 1 異常時における措置 2 災害発生時における措置	1.5時間	
その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること 1 作業に係る設備及び作業場の保守管理の方法 2 労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法	2時間	
安全衛生責任者の職務等 1 安全衛生責任者の役割 2 安全衛生責任者の心構え 3 労働安全衛生関係法令等の関係条項	—	
総括安全衛生管理の進め方 1 安全施工サイクル 2 安全工程打合せの進め方	—	1時間

